

第四十三条の十九第一項中「原子力規制委員会は」の下に「、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の五第一項第三号の基準に適合していないと認めるとき」を加え、「第四十三条の十第一第二項」を「第四十三条の十の二」に改め、「ときは、」の下に「その」を、「対し、」の下に「当該」を加える。

第四十三条の二十六の次に次の二条を加える。

(使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明)

第四十三条の二十六の二 原子力規制委員会は、申請により、使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の使用済燃料貯蔵施設に係る器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの(以下「特定容器等」という。)の型式の設計について型式証明を行う。

2 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定容器等の型式の設計が第四十三条の五第一項第三号の基準(技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。)に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定容器等の設計の変更をしようとする

ときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十三条の五第一項第三号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が同号の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三条の五第一項第三号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならぬ。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が第四十三条の五第一項第三号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 第一項の証明の手續その他型式証明に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。
(使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式の指定)

第四十三条の二十六の三 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵施設の安全性の増進を図るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定容器等(以下「型式設計特定容器等」という。)をその型式について指定する。

- 2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型式設計特定容器等について、外国において当該型式設計特定容器等を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定容器等を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定容器等を本邦に輸出することを業とするものも行ふことができる。
- 3 第一項の指定は、申請に係る型式設計特定容器等が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行ふ。
 - 一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。
 - 二 第四十三条の八第三項第二号の技術上の基準に適合しているものであること。
 - 三 均一性を有するものであること。
- 4 第一項の指定は、当該型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行ふことができる。
- 5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定容器等が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国容器等製造者等（第二項に規定する者であつ

てその製作し、又は輸出する特定容器等の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国容器等製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国容器等製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。

二 原子力規制委員会がこの法律を施行するために必要があると認めて指定外国容器等製造者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 原子力規制委員会がこの法律を施行するために特に必要があると認めてその職員に指定外国容器等製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた特定容器等の所在すると認める場所において当該特定容器等、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

7 第一項の指定の手続その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第四十三条の二十八第一項中「同じ。」は「」の下に「第四十三条の十の二」を加え、同条第四項中「第

十六条の五」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二條の七の二」に、「第四十三條の十一」を「第四十三條の十の二及び第四十三條の十一」に改める。

第四十四條第二項に次の二号を加える。

七 再処理施設における放射線の管理に関する事項

八 再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

第四十四條の二第一項第二号中「その」を「重大事故（核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十八條第一項及び第五十條の四の二第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の」に改め、「及び経理的基礎」を削り、同項第三号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

第四十四條の四第一項中「第六号」の下に「から第八号まで」を加える。

第四十五条第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第四十四条第一項」を「再処理施設に関する設計及び工事の方法が第四十四条第一項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「再処理施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第四十六条第二項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第四十六条の二の二の」に改める。

第四十六条の二の二第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改め、同条を第四十六条の二の三とし、第四十六条の二の次に次の一条を加える。

（再処理施設の性能の維持）

第四十六条の二の二 再処理事業者は、再処理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその再処理施設を維持しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

第四十六条の五の見出しを「（合併及び分割）」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合（当該許可に係る再処理の事業の全部を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により再処理の事業の全部を承継した法人」を加え、同条第二項中「及び第二号並びに」を「から第三号まで及び」に改める。

第四十八条第一項中「措置」の下に「（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）」を加える。

第四十九条第一項中「原子力規制委員会は」の下に「、再処理施設の位置、構造若しくは設備が第四十条の二第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき」を加え、「第四十六条の二の二第二項」を「第四十六条の二の二」に改め、「ときは、」の下に「その」を、「対し、」の下に「当該」を加える。

第五十条の二第一項中「有する者」の下に「であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもの」を加える。

第五十条の四の次に次の一条を加える。

(再処理施設の安全性の向上のための評価)

第五十条の四の二 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その再処理施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該再処理施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、次条第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該再処理施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項

イ 第四十五条第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施する

ための体制を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

3 再処理事業者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、次条第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした再処理事業者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

5 再処理事業者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

第五十一条第一項中「及び第四十七條から第五十條の四まで」を「第四十六條の二の三及び第四十七條から第五十條の四の二まで」に改め、同條第四項中「第十六條の五」を「第十六條の四の二、第十六條の五及び第二十二條の七の二」に、「第四十六條の二の二」を「第四十六條の二の二、第四十六條の二の三及び第五十條の四の二」に改める。

第五十一条の三第二号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加える。

第五十一条の七第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第五十一条の二第一項」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法が第五十一条の二第一項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第五十一条の八第二項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第五十一条の九の二の」に改め

る。

第五十一条の九の次に次の一条を加える。

(特定廃棄物埋設施設等の性能の維持)

第五十一条の九の二 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにこれらの施設を維持しなければならない。ただし、第五十一条の二十四の二第一項又は第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)における当該認可を受けた計画に係る施設については、この限りでない。

第五十一条の十第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改める。

第五十一条の十二の見出しを「(合併及び分割)」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合(当該許可に係る廃棄物の事業の全部を承継させる場合に限る。)」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により廃棄物の事業の全部を承継した法人」を加える。

第五十一条の十七第一項中「原子力規制委員会は」の下に「特定廃棄物埋設施設若しくは特定廃棄物管理施設の位置、構造若しくは設備が第五十一条の三第二号の基準に適合していないと認めるとき」を加え、「第五十一条の十第二項」を「第五十一条の九の二」に改め、「ときは、」の下に「その」を、「対し、」の下に「当該」を加える。

第五十一条の二十六第一項中「同じ。」は「」の下に「第五十一条の九の二」を加え、同条第四項中「第十六条の五」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二条の七の二」に、「第五十一条の十」を「第五十一条の九の二及び第五十一条の十」に改める。

第五十三条第二号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加える。

第五十五条の二に次の一項を加える。

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

第六十一条第十号中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に、「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改める。

第六十五条第一項第一号中「第十六条の三第三項」の下に「第二十八条第三項、」を、「第十六条の五第三項」の下に「第二十九条第三項、」を加え、「第四十六条の二の二第三項」を「第四十六条の二の三第三項」に、「及び第五十一条の十第三項」を、「第五十一条の十第三項及び第五十五条の二第二項」に改める。

第六十七条第三項中「第四十三条の三の三十第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項及び第四十三条の二十六の三第一項」に、「同項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改め、「受けた者」の下に「又は第四十三条の二十六の三第一項の規定により型式設計特定容器等の型式について指定を受けた者」を加える。

第六十七条の二第二項中「第十六条の三から第十六条の五まで、第二十八条から第二十九条まで」を「第十六条の三、第十六条の四、第十六条の五、第二十八条、第二十八条の二、第二十九条」に、「第四十三条の九から第四十三条の十一まで、第四十六条から第四十六条の二の二まで、第五十一条の八から第五十一条の十まで」を「第四十三条の九、第四十三条の十、第四十三条の十一、第四十六条、第四十六条の二、第四十六条の二の三、第五十一条の八、第五十一条の九、第五十一条の十」に改める。

第六十八条第三項中「のほか」の下に、「第十六条の二第一項、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項、第二十二條第五項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十八條の二第一項、第二十九條第一項、第三十七條第五項」を加え、「及び第四十三條の三の三十第一項」を、「第四十三條の三の三十一第一項、第四十三條の八第一項、第四十三條の九第一項、第四十三條の十第一項、第四十三條の十一第一項、第四十三條の二十第五項、第四十三條の二十六の三第一項、第四十五條第一項、第四十六條第一項、第四十六條の二第一項、第四十六條の二の三第一項、第五十條第五項、第五十一條の七第一項、第五十一條の八第一項、第五十一條の九第一項、第五十一條の十第一項及び第五十一條の十八第五項」に改める。

第七十二条第五項中「第四十三條の三の三十二第三項」を「第四十三條の三の三十三第三項」に、「第四十三條の三の三十三第四項」を「第四十三條の三の三十四第四項」に改める。

第七十五条第一項第三号中「第四十三條の三の三十二第三項」を「第四十三條の三の三十三第三項」に、「第四十三條の三の三十三第四項」を「第四十三條の三の三十四第四項」に、「第四十三條の三の三十二第二項、第四十三條の三の三十三第二項」を「第四十三條の三の三十二

第四項、第四十三條の三の三十三第二項、第四十三條の三の三十四第二項」に改め、同項第四号中「第四十六條の二の二第一項」を「第四十六條の二の三第一項」に改め、同項第六号中「第四十三條の三の三十三第三項」を「第四十三條の三の三十三第三項」に、「第四十三條の三の三十三第四項」を「第四十三條の三の三十四第四項」に改め、同項第七号中「第四十三條の三の二十九第一項」を「第四十三條の三の三十第一項若しくは第四十三條の二十六の二第一項」に、「第四十三條の三の三十第一項」を「第四十三條の三の三十一第一項若しくは第四十三條の二十六の三第一項」に改める。

第七十八條第五号の三中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改め、同条第五号の四中「第四十三條の三の三十二第三項」を「第四十三條の三の三十三第三項」に改め、同条第五号の五中「第四十三條の三の三十三第二項」を「第四十三條の三の三十四第二項」に改め、同条第五号の六中「第四十三條の三の三十三第三項」を「第四十三條の三の三十四第三項」に改め、同条第五号の七中「第四十三條の三の三十三第四項」を「第四十三條の三の三十四第四項」に改め、同条第六号中「又は第三号」を「第三号、第五号又は第六号」に改め、同条第八号中「第四十六條の二の二第一項」を「第四十六條の二の三第一項」に改め、同条第十三号の九中「第四十三條の三の三十二第一項」を「第

四十三条の三の三十三第一項」に改め、同条第十七号中「第六号」の下に「から第八号まで」を加える。

第八十二条第四号の次に次の三号を加える。

四の二 第二十二條の七の二第三項、第四十三條の三の二十九第三項若しくは第五十條の四の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四の三 第二十二條の七の二第四項、第四十三條の三の二十九第四項又は第五十條の四の二第四項の規定による命令に違反した者

四の四 第二十二條の七の二第五項、第四十三條の三の二十九第五項若しくは第五十條の四の二第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この法律の施行の際現に附則第十五条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「旧規制法」という。）第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定によりされている指定、旧規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七

第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定によりされている許可又は旧規制法第八条第一項、第三十一条第一項、第四十三条の十四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十一条の十二第一項の規定によりされている認可は、それぞれ附則第十五条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「新規制法」という。）第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定によりされた指定、新規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定によりされた許可又は新規制法第八条第一項、第三十一条第一項、第四十三条の十四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十一条の十二第一項の規定によりされた認可とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧規制法第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定、旧規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十九条第

別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、附則第十六条による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「第三号新規制法」という。）の相当規定に基づいて、原子力規制委員会がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三号旧規制法の規定により文部科学大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、第三号新規制法の相当規定に基づいて、原子力規制委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第三号旧規制法の規定により文部科学大臣に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第三号新規制法の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、第三号新規制法又はこれに基づく命令の規定を適用する。

4 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する第三号旧規制法の規定により発せられた文

部科学省令は、第三号新規制法の相当規定に基づいて発せられた相当の原子力規制委員会規則としての効力を有する。

第二十一条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に附則第十七条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第四号旧規制法」という。）第二十三条第一項の規定による許可（旧発電用原子炉（第四号旧規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）以外の旧原子炉（第四号旧規制法第二条第四項に規定する原子炉をいう。次項において同じ。）の設置に係るものに限る。）についてされている申請は、附則第十七条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第四号新規制法」という。）第二十三条第一項の規定による許可についてされた申請とみなす。

2 第四号旧規制法第四章の規定若しくはこれに基づく命令の規定により旧発電用原子炉以外の旧原子炉に係る旧原子炉設置者（第四号旧規制法第二十三条の二第一項に規定する原子炉設置者をいう。以下同じ。）に対してした処分、手続その他の行為又は同章の規定若しくはこれに基づく命令の規定により旧発電用原子炉以外の旧原子炉に係る旧原子炉設置者がした手続その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほ

か、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四章第一節の規定若しくはこれに基づく命令の相当規定により試験研究用等原子炉設置者（第四号新規制法第二十三条の二第一項に規定する試験研究用等原子炉設置者をいう。以下この項において同じ。）に対してしたものとみなす。

第二十二條 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法第二十三条第一項若しくは第三十九条第一項の規定により許可又は第四号旧規制法第三十一条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二第二項、同条第三項において準用する第四号旧規制法第十二条の六第三項、第四号旧規制法第四十三条の三の三第二項若しくは同条第四項において準用する第四号旧規制法第十二条の七第四項の規定により許可であること又は第四号旧規制法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定により許可又は第四号新規制法第四十三条の三の十八第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の三の三十二第二項、同条第三項において準用する第四号新規制法第十二条の六第三項、第四号新規制法第四十三条の三の三十三第二項若しくは同条第四項において

準用する第四号新規制法第十二条の七第四項の規定によりされた認可とみなす。

- 2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法第二十三条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による許可又は第四号旧規制法第三十一条第一項、第三十七条第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二第二項、同条第三項において準用する第四号旧規制法第十二條の六第三項、第四号旧規制法第四十三條の三の三第二項若しくは同条第四項において準用する第四号旧規制法第十二條の七第四項の規定による認可であつて旧発電用原子炉に係る旧原子炉設置者に係るものについてされている申請は、それぞれ第四号新規制法第四十三條の三の五第一項若しくは第四十三條の三の二十五第一項の規定による許可又は第四号新規制法第四十三條の三の十八第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の三の三十二第二項、同条第三項において準用する第四号新規制法第十二條の六第三項、第四号新規制法第四十三條の三の三十三第二項若しくは同条第四項において準用する第四号新規制法第十二條の七第四項の規定による認可についてされた申請とみなす。

第二十三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧発電用原子炉を設置している者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該旧発電用原子炉に係る第四号新規制法第四十三條の三

の五第二項第九号及び第十号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第四号新規制法第四十三条の三の六第一項第二号から第四号まで（附則第一条第五号に掲げる規定の施行後においては、附則第十八条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第五号新規制法」という。）第四十三条の三の六第一項第二号から第四号まで）に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出を受理した場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

3 第四号新規制法第七十一条第五項の規定は、第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法第二十三条第一項の規定による許可（旧発電用原子炉に係るものに限る。）の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該申請に係る旧発電用原子炉に係る第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第九号及び第十号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

5 原子力規制委員会は、第一項に規定する者が同項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて当該届出又は命令に係る新発電用原子炉（第四号新規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）の運転の停止を命ずることができる。

6 第四号新規制法第六十九条及び第七十一条第五項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

7 第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

8 第五項の規定による新発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。

第二十四条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法第二十六条第一項の規定によりされた変更の許可又は同号に掲げる規定の施行の際現に同項の規定によりされている変更の許可の申請（これ

らの変更が第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみに該当する場合を除く。）は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定によりされた変更の許可又は変更の許可の申請とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法第二十六条第一項の規定によりされた変更の許可又は同号に掲げる規定の施行の際現に同項の規定によりされている変更の許可の申請（これらの変更が第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみに該当する場合に限る。）は、当該変更の許可にあつては同号に掲げる規定の施行後は第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の規定によりされた届出であつてその届出が受理された日から三十日を経過したものとみなし、当該変更の許可の申請にあつては同号に掲げる規定の施行の日において同項の規定によりされた届出とみなす。

第二十五条 附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第四号旧規制法第二十三条第一項の規定による許可に係る旧発電用原子炉であつて附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に設置されているもの（次項において「既設発電用原子炉」

という。)に対する第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項(附則第一条第五号に掲げる規定の施行後においては、第五号新規制法第四十三条の三の三十二第一項。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項中「第四十三条の三の十一第一項」とあるのは、「原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第 号)附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十九条第一項」とする。

2 前項の規定にかかわらず、既設発電用原子炉のうち、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において、その設置の工事について最初に附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)(以下「旧電気事業法」という。)第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して三十七年を経過しているものに対する第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項(附則第一条第五号に掲げる規定の施行後においては、第五号新規制法第四十二条の三の三十二第一項。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項中「当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三条の三の十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年」とあるのは、「原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第 号)附則第十七条の規定の施行の日から起算して

三年」とする。

第二十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされている許可の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、第四号新

規制法又はこれに基づく命令の規定を適用する。

第二十七条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に附則第十八条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第五号旧規制法」という。）第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定によりされている指定、第五号旧規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定によりされている許可又は第五号旧規制法第十八条第一項若しくは第四十六条の五第一項の規定によりされている認可は、それぞれ第五号新規制法第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定によりされた指定、第五号新規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定に

よりされた許可又は第五号新規制法第十八条第一項若しくは第四十六条の五第一項の規定によりされた認可とみなす。

2 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定、第五号旧規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による認可又は第五号新規制法第十条第一項若しくは第五号新規制法第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定、第五号新規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による許可又は第五号新規制法第十

八条第一項若しくは第四十六条の五第一項の規定による認可についてされた申請とみなす。

第二十八条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第十三条第一項の許可を受けている者（第五項において「加工事業者」という。）は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該加工（第五号新規制法第二条第九項に規定する加工をいう。第四項において同じ。）の事業に係る第五号新規制法第十三条第二項第五号及び第六号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第五号新規制法第十四条第一号又は第三号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出を受理した場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

3 第五号新規制法第七十一条第六項の規定は、第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。

4 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第十三条第一項の規定による加工の事業の許可の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該加工の事業に

係る第五号新規制法第十三条第二項第五号及び第六号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

5 原子力規制委員会は、加工事業者が第一項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、第五号新規制法第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずることができる。

6 第五号新規制法第六十九条及び第七十一条第六項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

7 第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

8 第五項の規定による事業の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。

第二十九条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第四十四条第一項の指定を受け

ている者（第五項において「再処理事業者」という。）は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該再処理（第五号新規制法第二条第十項に規定する再処理をいう。第四項において同じ。）の事業に係る第五号新規制法第四十四条第二項第七号及び第八号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第五号新規制法第四十四条の二第一項第二号又は第四号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出を受理した場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

3 第五号新規制法第七十一条第六項の規定は、第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。

4 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第四十四条第一項の規定による再処理の事業の指定の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該再処理の事業に係る第五号新規制法第四十四条第二項第七号及び第八号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

5 原子力規制委員会は、再処理事業者が第一項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、第五号新規制法第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずることができる。

6 第五号新規制法第六十九条及び第七十一条第六項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

7 第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

8 第五項の規定による事業の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。

第三十条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第五号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可、認可、指

定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされている許可の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、第五号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

3 附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第五号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、第五号新規制法又はこれに基づく命令の規定を適用する。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第三十一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に、

「文部科学省」を「原子力規制委員会」に改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に前条による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧放射線障害防止法」という。)の規定により文部科学大臣がした許可、認証、登録その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、前条による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新放射線障害防止法」という。)の相当規定に基づいて、原子力規制委員会がした許可、認証、登録その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧放射線障害防止法の規定により文部科学大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、新放射線障害防止法の相当規定に基づいて、原子力規制委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に旧放射線障害防止法の規定により文部科学大臣に対して報告、

届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、新放射線障害防止法の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新放射線障害防止法又はこれに基づく命令の規定を適用する。

4 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する旧放射線障害防止法の規定により発せられた文部科学省令は、新放射線障害防止法の相当規定に基づいて発せられた相当の原子力規制委員会規則としての効力を有する。

(放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正)

第三十三条 放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条中「文部科学省」を「原子力規制委員会」に改める。

第七条第二項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

(放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 この法律の施行の日の前日において文部科学省の放射線審議会の委員である者の任期は、前条

の規定による改正前の放射線障害防止の技術的基準に関する法律第七条第四項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(電気工事士法の一部改正)

第三十五条 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改める。

第五条第一項中「第三十九条第一項の経済産業省令」を「第三十九条第一項の主務省令」に改める。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第三十六条 原子力損害の賠償に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第十九条第二項中「又は原子力安全委員会」を削る。

第三十七条 原子力損害の賠償に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 規制法第四十三条の三の五第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

第二条第四項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）

第三十八条 原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四百十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第三十九条 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「第三十五条」の下に「、第四十三条の三の二十二」を加える。

第十七条第二項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に、「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第四十条 電気事業法の一部を次のように改正する。

第三章第二節(第四十四条から第四十五条まで、第二款の二、第五十条の二第三項及び第五項、第五十二条第三項及び第五項並びに第五十五条第四項及び第六項を除く。)中「経済産業省令」を「主務省令」に、「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第四十一条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十二条第一項から第三項までの規定中「経済産業大臣」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

第五十条の二第三項中「経済産業省令で定める時期」を「主務省令で定める時期」に、「経済産業省令で定める事業用電気工作物」を「原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるもの」に、「経済産業大臣が」を「主務大臣が」に改める。

第五十一条第二項第一号中「行なわれている」を「行われている」に改める。

第五十二条第一項中「であつて溶接をするもの(第三項)」を「であつて溶接をするもの(同項)」に、「輸

入したものを（第三項）を「輸入したものを（同項）」に改め、同条第三項中「経済産業省令で定める時期」を「主務省令で定める時期」に改め、「であつて経済産業省令で定めるもの」を削り、同条第五項中「受け手」と、「」の下に「経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣」とあるのは「主務省令（同項の経済産業大臣の登録を受けた者にあつては、経済産業省令）で定めるところにより主務大臣（同項の経済産業大臣の登録を受けた者にあつては、経済産業大臣）」と、「」を加える。

第五十五条第四項中「経済産業省令で定める時期」を「主務省令で定める時期」に、「発電用の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるもの」を「発電用の特定電気工作物」に改め、同条第六項中「受け手」と、「」の下に「経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣」とあるのは「主務省令（同項の経済産業大臣の登録を受けた者にあつては、経済産業省令）で定めるところにより主務大臣（同項の経済産業大臣の登録を受けた者にあつては、経済産業大臣）」と、「」を加える。

第六十五条第三項中「（同項に規定する道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の管理を所掌する大臣をいう。第五項において同じ。）」を削る。

第一百四条第一項中「経済産業省」の下に「及び原子力規制委員会」を加え、同条第二項中「電気工作物